

## 資料1

### 吉川市手話言語条例（たたき台）

#### Ⅰ 前文

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する魅力ある言語です。

ろう者の方々は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、ろう者の方々とろう者以外の方々が互いの言語を尊重し合い、意思疎通を図り、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定します。

- ・非音声言語としての手話の魅力や豊かさ、そしてろう者にとっての重要性等を誰もが学び合い、理解し合っていくための手段として認識
- ・聴覚障がい者（児）に対して、手話は生きていくために、命と同様に大切な言語であり、特に未来のある子どもたちが生き生きと暮らしていけるように、聞こえる聞こえないに関係なく互いに協力し、人間として生きていく社会を作っていく大事な手話
- ・手話の使用を禁止する時代があった
- ・「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たします。一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例
- ・手話を「福祉」と考えるのではなく、当たり前で生活していくために必要な「言語」であることを周知
- ・手話がないとろう者とのコミュニケーションが難しいことを考えると、手話は聴者にとっても必要

## 2 目的

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

- ・「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たします。一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例
- ・ろう者が日常生活でどこでもコミュニケーションできる言葉として活用出来ていない現状に対して健聴者が利用しやすい様、理解し共にコミュニケーションしやすい環境が必要
- ・手話を「福祉」と考えるのではなく、当たり前前に生活していくために必要な「言語」であることを周知
- ・手話がないとろう者とのコミュニケーションが難しいことを考えると、手話は聴者にとっても必要

## 3 基本理念

(基本理念)

第2条 言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、市民相互に必要な言語として尊重されなければなりません。

- ・手話とは、ろう者の言語であること
- ・聴覚障がい者（児）に対して、手話は生きていくために、命と同様に大切な言語であり、特に未来のある子どもたちが生き生きと暮らしていけるように、聞こえる聞こえないに関係なく互いに協力し、人間として生きていく社会を作っていく大事な手話
- ・「手話」はろう者のためのみにあると思われがちですが、もちろん、情報保障の観点からろう者のために重要な役割を果たします。一方で、聴者にとっても手話がないとろう者とコミュニケーションが難しいことを考えると、聴者のためのものであり、双方向性の意義を持つことを全市民で共有できるような条例

## 4 市の責務

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとします。

- ・市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知
- ・市主催の講演会、イベント、説明会等は手話通訳者がいることを期待する。私たちろう者の見る権利がある
- ・吉川市では市単独での通訳派遣事業は行っていないため、今後事業を実施できるよう取り組む必要
- ・市は、手話通訳派遣事業が未設置であるため、手話通訳者等の確保、養成は不可欠
- ・市職員の手話研修も年1回と少ない。手話で対応できる職員を増やすため、研修回数を増やすべき
- ・市の広報に、簡単な手話表現を記載し、市民に手話という理解、周知
- ・手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用

## 5 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

- ・市民の「手話」への無知や偏見を少しでも解消
- ・災害による避難所で避難した時、周りの人からコミュニケーションができず、情報保障がなくなる。簡単な手話を覚えてくれば少しでも助かる
- ・手話サークルの一員として吉川市民として、吉川市のろう者が自分達の言語である手話を使いやすい地域社会作りを支援
- ・手話通訳士のような手話はできなくても、簡単な手話は誰でもできるようにしていきたい
- ・聴覚障がい者は自治会などの参加が難しい。条例をきっかけに手話が広まり、地域に参加できるようにしたい

## 6 事業者の役割

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力し、ろう者の方々が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

- ・病院や銀行など様々な場所で手話講習会を開催
- ・一部企業で「ろう者のお客様」が来店した際、挨拶だけでも出来る様に朝礼で手話を教える等している。又、仕事を持たない主婦等対象に昼の手話講習会、習い事の様に学校終わりの学生対象の手話講座、現在吉川でも行っている仕事終わりの方対象の手話講座など選択出来る地域づくりが大切

## 7 施策の推進

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の提供及び取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策を実施するときは、ろう者の方々やその他関係者の意見を聴くよう努めるものとします。

- ・市民にまず「手話」というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知
- ・手話は「言語」という認識を広める啓発活動が必要
- ・既に条例が制定されている地域の小学校では、英語と同じように授業の中に手話をとり入れ、音楽の時間に手話歌をやったり、朝、各クラスでの朝礼で手話の挨拶の時間にしたり、一部企業で「ろう者のお客様」が来店した際、挨拶だけでも出来る様に朝礼で手話を教える等している。又、仕事を持たない主婦等対象に昼の手話講習会、習い事の様に学校終わりの学生対象の手話講座、現在吉川でも行っている

仕事終わりの方対象の手話講座など選択出来る地域づくりが大切

- ・手話のすそ野を広げることが大切
- ・「手話うた」は手話に興味を持つきっかけになる
- ・より小さいうちに「手話」やろう者にふれあえたら偏見も減る
- ・幼稚園や保育園などの園児や小学校の低学年の頃に、簡単な手話体験
- ・「言語」という認識を広めるには、小さいころから手話に触れることが大事だと考える。そのために教育に取り入れることは重要
- ・形骸化・形式化してしまいがちで、条例はあるが、実態がない、手話による対応が十分でない状況になってしまう危険性
- ・手話言語条例に基づく具体的な行動を提示できると良い
- ・手話を理解し市民にも使ってもらえるよう、吉川市も市民への周知のためにそういうものを作成、活用
- ・制定して終わりではなく、実効性の高いもの
- ・実態のない条例にしないため、制定後の具体的な活動まで考えていければ

## 8 財政上の措置

(財政上の措置)

第7条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

- ・様々な施策を行うために必要な財政